

## 自動車運転技能検定に関する訓令の運用について（例規）

〔 最終改正 令和 3. 10. 13 例規監第30号  
京都府警察本部長から各部長、各所属長あて 〕

この度、自動車運転技能検定に関する訓令（昭和54年京都府警察本部訓令第4号。以下「訓令」という。）を制定し、昭和54年4月1日から施行することとしたので、訓令の運用に当たっては、次の点に留意し、誤りのないようにされたい。

### 記

#### 第1 制定の趣旨

警察車両の運転を行わせる職員に対しては、いわゆるペーパーテストによる運転適性検査を実施して不適格者の排除に努めてきたところであるが、この度、道路交通法（昭和35年法律第105号）の改正により、緊急自動車の安全運転管理の強化が図られたのを契機に、運転適性検査に併せて、自動車の運転技能の実技審査を実施して運転技能の級位の認定を行う自動車運転技能検定（以下「技能検定」という。）の制度を設け、級位の認定を受けた者に一定の警察車両の運転を行わせることによつて、交通事故の防止を図るとともに、職員の運転技能の向上を図るため、この訓令を制定したものである。

#### 第2 運用上の留意事項

##### 1 用語の意義（第2条関係）

警察車両とは、当府警察が保守、管理する車両をいうものであるが、このほかに、所属長の承認を得て公務に使用する車両及び外部機関から借り上げて使用する自動車を含めて解釈するものとする。

「大型自動二輪車及び普通自動二輪車」については、交通取締用のいわゆる白バイに限定したもので、それ以外の交番等に備付けの大型自動二輪車及び普通自動二輪車は含まない。

##### 2 目的（第3条関係）

技能検定は、警察車両による交通事故を防止することを究極の目的としている。したがつて、所属長は、この訓令の運用に当たっては、資格の取得のみにとらわれることなく、職員に運転の知識及び技能の向上意欲をもたせるとともに教育訓練を強化徹底し、その研さん、熟達を図らせるよう配意しなければならない。

##### 3 技能検定の種別及び内容（第4条関係）

普通技能検定は、第一義的には普通自動車の運転技能を検査し、級位を認定するものであるが、当分の間は、併せて大型自動車、中型自動車、準中型自動車及び大型特殊自動車の運転技能についても検査したものとみなし、級位を認定するものである。したがつて、大型自動車、中型自動車、準中型自動車及び大型特殊自動車の運転者は、普通技能検定合格者の中から過去における運転実績、運転技能の程度等運転適性を考慮して選ばれることになる。

##### 4 技能検定の方法（第5条関係）

(1) 運転適性検査として実施するいわゆるペーパーテストは、「科学警察研究所編運転適性検査」によるものとする。

(2) 運転技能の実技審査の細部事項は、別に定めるものとする。

(3) 訓令第5条第2項の規定により、技能検定の一部を省略し、又は技能検定を免除するこ

とができる者は、次のいずれかに該当する者とする。

ア 交通機動隊における初任乗車訓練の修了者

イ 警察職員であつた者であつて、京都府警察又は他の都道府県警察が行つた自動車運転技能検定の級位（これに相当するものを含む。）の認定を受けていたもの

ウ その他監察官室長が技能検定の一部を省略し、又は技能検定を免除することができる  
と認めた者

#### 5 級位認定により運転できる車両（第7条関係）

訓令第6条に規定する級位の認定を受けている者のうち、A級及びA級（AT限定）（以下単に「A級」という。）の認定を受けている者については、訓令第2条に規定する緊急自動車（以下「緊急自動車」という。）を運転することができるが、B級及びB級（AT限定）（以下単に「B級」という。）の認定を受けている者については、原則として緊急自動車の運転はできないこととした。この原則は、厳格に解するものとし、例えば、緊急事案が発生した場合にA級の認定を受けている者が不在のとき、その他特別の事情があり真にやむを得ないと認められるときを除き、B級の認定を受けている者に緊急自動車の運転を行わせてはならない。

また、緊急自動車を運転するには、道路交通法第85条の規定により、一定の運転免許を受けていた期間が通算2年以上あることが必要とされているので、いやしくも無資格運転者となることのないよう注意しなければならない。

#### 6 技能検定の受検資格及び申請（第10条関係）

(1) 受検資格については、道路交通法の改正により、緊急自動車の運転資格要件が強化されたことに鑑み、「免許資格」を設けるとともに、「その他の資格」として交通事故又は交通関係法令違反により一定の処分を受けた者について、処分後一定の期間受検できないこととした。

なお、B級の認定を受けた者がA級を受検するまでの間に必要な経過期間を特に設けなかつたが、運転技能の向上等のための必要最小限度の期間としておおむね6か月間をおくのが適当である。ただし、特別の事情があり、監察官室長がやむを得ないと認めた場合は、当該期間以内に受検しても差し支えない。

(2) 所属長は、前記4の(3)に該当する職員についても技能検定の申請を行うものとする。

この場合には、訓令別記様式第1の自動車運転技能検定申請書（甲）の件名の右側に「（技能検定免除）」と付記するものとする。

#### 7 技能検定の実施（第11条関係）

(1) 技能検定の実施についての業務は、それぞれ次の担当区分により行うものとする。

ア 運転適性検査 監察官室

イ 運転技能の実技審査

(ア) 普通技能検定については、運転免許試験課

(イ) 二輪技能検定については、交通機動隊

(2) 警務部長の指名する自動車運転技能審査員には、普通技能検定にあつては運転免許試験課技能試験係に勤務する試験官を、二輪技能検定にあつては交通機動隊訓練指導係に勤務する訓練指導員をそれぞれ充てるものとする。

(3) 実技審査を担当する所属長は、実技審査の実施結果を速やかに監察官室長に通知するも

のとする。

(4) 技能検定の実施期日等については、監察官室長が決定し、それぞれの所属長に通知するものとする。

#### 8 認定級位の取消し等（第13条関係）

(1) 認定級位の取消し又はその効力の停止（以下「取消し等」という。）の対象となる交通事故又は道路交通関係法令違反（以下「交通事故等」という。）には、公務中のほか私用の場合も含まれる。

(2) 所属長は、発生した交通事故等の内容が重大であつて、監察官室長の処分決定があるまで当該職員に警察車両の運転を継続させることが適当でないと認めるときは、自主的に警察車両の運転を禁止するなど適当な措置をとるものとする。

(3) 所属長は、監察官室長から取消し等の処分通知を受けたときは、速やかに被処分者に示達し、所要の措置をとるほか関係書類の整理を行うものとする。

#### 9 例規通達の一部改正

安全運転および警察車両の管理に関する訓令の運用について（昭和45. 8. 6：5京監第426号、5京会第348号、5京装第361号、5京交企第521号）の例規通達の一部を次のように改正する。

〔次のよう略〕